

薬生食輸発0324第1号
令和4年3月24日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「令和3年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(米国産レモンのフェナザキン、オーストラリア産とうもろこしのアフラトキシン並びに韓国産青とうがらしのトリシクラゾール及び赤とうがらしのテトラコナゾール)

標記については、令和3年3月30日付け薬生食輸発0330第2号(最終改正:令和4年3月22日付け薬生食輸発0322第2号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき実施しているところである。

今般、米国産レモンのモニタリング検査において、食品衛生法第13条に基づき定められた残留農薬等の基準に違反した事例があったことから、米国産レモンのフェナザキンに係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げるとともに、当該違反を生じた製造者、製造所、輸出者又は包装者の当該食品に対する輸入の都度の自主検査を実施することとし、モニタリング通知の別表第2(製造者、製造所、輸出者及び包装者の欄を除く。)及び別表第3に下記に追加する。

また、過去一年間の検査実績を踏まえ、オーストラリア産とうもろこしのアフラトキシンについてモニタリング通知の別表第2から削除し、韓国産青とうがらしのトリシクラゾールについてモニタリング通知の別表第3から削除し、韓国産赤とうがらしのテトラコナゾールについてモニタリング通知の別表第2及び別表第3から削除することとしたので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく願います。

なお、米国産レモンのフェナザキンについては、登録検査機関による自主検査受託体制が整うまでの間は、貨物保留の上、行政検査で対応するようお願いする。

記

検査強化日	対象国・地域	対象品目	検査項目	製造者、製造所、輸出者及び包装者
令和4年3月24日	米国	レモン及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(フェナザキン)	WR INTERNATIONAL, INC.
				WONDERFUL CITRUS